平成２１年（フ）第６７６４号
大阪府茨木市丑寅２丁目15番13号
債務者　谷尻　　修
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三笘　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７３号
大阪府東大阪市菱屋西５―11―４　大宝菱屋西ロイヤルハイツ302号、住民票上の住所大阪府東大阪市新家西町５番17号
債務者　渡辺　竜起
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９３号
大阪府大阪狭山市金剛１丁目１番19―703号
債務者　平野　昌彦
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吹矢　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６００号
大阪府枚方市尊延寺６丁目17番１号
債務者　相賀　裕志
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋詰　福子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３５１号
函館市昭和４丁目24番３号
債務者　中村満理子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４３８号
函館市上湯川町32番３―302号
債務者　吉川　修二
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２０３号
群馬県太田市大久保町214番地60
債務者　永田　順子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１２１号
山口県宇部市野中４丁目５番46―203号
債務者　伊藤　圭佑
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４５４号
静岡県磐田市福田826番地　コーポ愛102号
債務者　小栗ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
静岡県浜松市浜北区高畑260番地の７
債務者　渡部　一樹
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３５５号
名古屋市東区百人町47番地の１　百人荘８号
債務者　南平　英春
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７３号
愛知県常滑市字菅場７番地の２
債務者　松本　　愛
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０３号
名古屋市北区平安１丁目11番30号
債務者　下﨑　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１号
山形県米沢市城南１丁目６番62号
債務者　柿間　政幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１５４号
山形県西置賜郡飯豊町大字中1531番地
債務者　田中　宏幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１６５号
山形県米沢市春日５丁目２番62―６号
債務者　松本　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２９４号
千葉県八街市富山1314番地2939
債務者　萩原　英樹
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部